

レミアム付商品刻

10月の消費税・地方消費税率の10%への引き 上げに伴い、所得の少ない人や子育て世帯の消費 に与える影響を緩和するために、プレミアム付商 品券を販売します。購入できるのは、次の①・② のいずれかにあてはまる人です。なお、両方にあて はまる人は、どちらも購入できます。

▼問い合わせ先

商品券について

産業建設課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

町県民税の課税状況について 財務課 税務室 ☎26-2237(直通)

①平成31年度の町県民税 が非課税の人

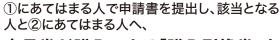
(課税されている人の扶養となっている人、平成 31年1月1日時点で生活保護を受けている人 などを除く)

②平成28年4月2日から 令和元年9月30日までに 生まれた子どもがいる



①にあてはまる人へ申請書を発送しました。購入 希望者は、12月2日月までに申請書を ポストへ投函または産業建設課へ 提出してください。

※対象と思われるのに申請書 が届かない人は、お問い合わ せください。なお、所得の変更 などにより対象または対象外 となる場合があります。



商品券が購入できる「購入引換券」を 9月中旬から順次発送します。

※②にあてはまる人へは、以下のスケジュールで 発送します。

子どもの誕生日	発送時期(予定)
H28.4.2~R1.6.1	9月中旬
R1.6.2~R1.7.31	10月上旬
R1.8.1~R1.9.30	11月上旬

購入引換券が届いたら商品券を購入

購入場所 吉岡町商工会(南下1375-3) 購入方法

購入引換券を提示して、現金で購入してください。 ※本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

購入限度額

1セット4.000円(500円券×10枚)で、最大5セ ット購入できます。

購入可能期間 10月1日火~2月28日金 土日祝日を除く日の9:00~17:00

注意事項

購入引換券は再発行できません。大切に保管して ください。

その他、詳しくは購入引換券をご確認ください。

町内の事業所で商品券を使用

使用できる期間 10月1日火~3月31日火 使用できる事業所 町内の登録事業所 ※購入引換券同封のチラシまたは町ホームペー ジで確認してください。

注意事項

- ・お釣りはでません。
- ・購入した商品券の返品、現金との交換、第三者への 転売や譲渡はできません。
- ・商品券の有効期間を過ぎた場合は無効となり、払い 戻しできません。

※使用できないもの:不動産・金融商品・たばこ・商品 券、プリペイドカードなどの換金性の高いもの・風営法 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る もの・国税、地方税や使用料などの公租公課 など